

東京都北区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十号

東京都北区聴聞及び弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区聴聞及び弁明の機会に関する規則（平成六年九月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

付 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部
を改正する規則を公布する。

令和八年五月十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十一号

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則（令和四年六月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

（督促）

第十四条 区長は、過料を科された者が納期限までに当該過料を完納しない場合において、納期限後四十日以内に督促状（別記第十六号様式）を発しなければならない。

（滞納処分）

第十五条 徴収金の滞納処分の手続については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する滞納処分の例による。

（身分を示す証明書）

第十六条 次の各号の職務に従事する場合には、東京都北区公共の場所における客引き行為違反過料徴収職員証（別記第十七号様式）を携帯しなければならない。

一 徴収金を徴収する場合

二 徴収金に関する滞納処分のため、財産の差押えを行う場合又は財産の差押え

別記第十五号様式の次に次の二様式を加える。
に 関 する 調 査 の た め の 質 問 若 し く は 検 査 を 行 う 場 合

北 第 号
年 月 日

督 促 状

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称）

東京都北区長 山田 加奈子 印

あなたに対し、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第 19 条第 1 号の規定に基づき過料の納付を命じましたが、その納付期限 年 月 日を経過してもいまだ納付されていませんので、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促します。

指定納付期限までに納付されないときは、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定に基づき、地方税法の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

納付された後にこの督促状が届いたときは、行き違いですのでご了承ください。

記

過料処分通知書番号	北 第 号
過 料	円
指定納付期限	年 月 日

不服申立て及び取消訴訟について

注 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、北区を被告として（訴訟において北区を代表する者は、北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

第 17 号様式（第 16 条関係）

第	号	
東京都北区公共の場所における客引き行為違反過料徴収職員証		
写真	氏名	年 月 日生
		年 月 日交付
東京都北区長		印

（裏）

1. 本証は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に違反した者に科する過料の徴収及び滞納処分を執行する場合、必ず携帯しなければならない。
2. 本証は、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない
3. 本証は、その記載事項に変更を生じたとき又は東京都北区公共の場所における客引き行為違反過料徴収職員としての身分を失ったときは、速やかに発行者に返還しなければならない。
4. 本証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
5. 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十二号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十

九号）の一部を次のように改正する。

別記第三十号様式を次のように改める。

年度 北区国民健康保険料納入通知書
Notification of National Health Insurance Premium

年 月 日
あなたの世帯の 年度賦課
国民健康保険料（ 年度相当分）を
通知します。

東京都北区長

通知書番号			
記号番号			
納付方法			

通知理由

この保険料は から までの保険料となります。

合計 保険料額		円	前回 保険料額		円
------------	--	---	------------	--	---

	医療分	支援金分	介護分	子ども分
料率（％）				
均等割額(円)				

		医療分		支援金分		介護分		子ども分	
		今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料
所得割	算定基礎額								
	所得割額④								
均等割額⑤									
積算合計額⑥（＝④＋⑤）									
保険料軽減額⑦									
超過限度額⑧									
保険料額合計（⑥－⑦－⑧）									

★一世帯当たりの最高限度額： 医療分 円 支援金分 円 介護分 円 子ども分 円

普通徴収		今回保険料	前回保険料	納めた保険料	納める保険料	納期限
	4月期					
	5月期					
	6月期					
	7月期					
	8月期					
	9月期					
	10月期					
	11月期					
	12月期					
	1月期					
	2月期					
	3月期					

特別徴収		今回保険料	前回保険料
	4月期		
	6月期		
	8月期		
	10月期		
	12月期		
	2月期		

特別徴収義務者		
対象年金		
納付義務者		
生年月日		性別

納めた保険料は 頃までの収納状況です。
納めた保険料は、収納の確認に日数がかかるため、最近の納付額が含まれていない場合がありますのでご了承ください。

<加入者別内訳>

国保加入者氏名	加入月												算定 基礎額	個人別 保険料	医療分	支援金分	介護分	子ども分
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						

国保加入月（介護分を含む月：● 含まない月：○） 非自発的失業者軽減該当月（介護分を含む月：★ 含まない月：☆）

(裏)

1 保険料を賦課する根拠と納付義務者

国民健康保険法第76条及び東京都北区国民健康保険条例（以下「条例」といいます。）第14条によります。

納付義務者は加入者（被保険者）の属する世帯の世帯主です。納入通知書は世帯主宛てにお送りします。（条例第20条）

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納付義務者となります。保険料には世帯主の方の保険料は含まれておりません。

2 保険料の賦課額

基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）、介護納付金賦課額（介護分）及び子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の合算額です。（条例第14条の2）

6月の住民税確定後に計算した保険料の年額を、6月期から3月期までの10期割にしています。前年度以前の分は、一括の額になります。

3 収入科目

（款）国民健康保険料 （項）国民健康保険料 （目）一般被保険者国民健康保険料

4 保険料を納めなかった場合

（1）延滞金

納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金が増加されます。

（2）督促及び滞納処分

保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の滞納処分の例により滞納処分を受けることになります。

（3）特別療養費の支給

納期限から1年間保険料を納めないときは、特別の事情があると認められる場合を除き、特別療養費の支給対象となる場合があります。この対象者になった場合は診療時にその費用の全額を支払い、後日保険給付分を区に申請いただいた後に特別療養費として支給します。なお、資格確認書を交付している場合は、一旦返還していただいた上で、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を新たに交付します。

（4）保険給付の支払の一時差止と保険給付費からの滞納保険料額の控除

1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差し止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。

5 不服申立て

（1）この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に對して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 その他

その他の保険料の詳細については、北区役所のホームページをご確認ください。

加入者別内訳について

内容

- ・同一世帯で国民健康保険に加入している個人別の概算保険料が印字されています。
- ・加入者別の概算保険料は、端数調整をしているため、世帯の合計保険料と一致しない場合があります。
- ・保険料が最高限度額となっている世帯は、加入者の所得割額により按分して記載してあります。

保険料を負担する加入月

- ・国民健康保険料は、月の末日に加入していた場合、負担していただきます。 ・月の途中で加入した場合でも、1か月分の保険料が発生します。
- ・月の途中で喪失した場合、その月の保険料は発生しません。
- ・保険料の負担が必要な月に「○・●・☆・★」いずれかの印を表示しています。ご負担いただく内容に応じて印が異なります。
- ・加入していない月に保険料納期の設定がある場合は、加入期間中の保険料を調整したものとなっています。

※年度途中で75歳に到達する方の国民健康保険料は、到達する月の前月分までの保険料を年度内に分割してお支払いいただきます。75歳に到達した月以降の国民健康保険料は含まれておりません。

お問合せ先

この規則は、令和八年六月一日から施行する。
付 則

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月二十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十三号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和二年二月東京都北区規則第二号）
の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削り、同条第六項中「公募」を「前項第二号の規定による公募」
に、「再度任用」を「任用」に改め、同項第一号中「第四項第二号」を「前項第二
号」に改め、同項を同条第五項とする。

第五条第二項中「及び第五項」を削り、「並びに前項」を「及び前項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の
日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の任用等に関する規則第三条の規定
による任用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うこ
とができる。